

経営情報ニュース



Brain Works

●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2018. 9. 17 (月) 発行

2暦日に及ぶ勤務

会社の繁忙期や緊急事態が発生した場合等、所定労働時間後の残業が深夜まで継続し、勤務が2暦日に及ぶ場合があります。今回は、このような場合における給与計算の割増率の考え方を説明いたします。

■午前0時以降は翌日の労働時間に切り替わるか？■

例えば、月曜日の残業が火曜日にまで及んだ場合、午前0時以降は火曜日の勤務として、労働時間のカウントもリセットされると考えるのが適当でしょうか？それについては、次の通達があります。「たとえ暦日を異にする場合でも一勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として、当該日の「1日」の労働とする」(昭和63.1.1基発1)つまり、上記の例の場合、月曜日の勤務が継続していると考え、給与計算における労働時間も月曜日の勤務として通算して計算します。

■割増計算の例■

具体的な計算方法として次の例を考えてみましょう。
(時給 1,000円とする。)

例) 所定労働日の勤務が翌所定労働日まで及んだ場合

- ① 所定労働時間 9:00~18:00 休憩 1時間
- ② 1時間の休憩後 19:00~22:00 まで労働
- ③ 1時間の休憩後 23:00~翌2:00 まで労働
- ④ 9:00~翌日の通常勤務開始

【計算方法】

- ① 1,000円×8時間=8,000円
 - ② 1,000円×1.25×3時間=3,750円
 - ③ 1,000円×1.5×3時間=4,500円
- 上記①から③の合計 16,250円

②は通常残業、③は残業+深夜労働となります。

④からは、新たな勤務が始まりますので、労働時間がリセットされます。

■所定労働日の勤務が法定休日に及んだ場合■

上記例のケースで、深夜0時以降が法定休日の場合はどうなるでしょうか？この場合、前日からの勤務が継続していると考えますが、割増計算においては、0時以降は法定休日の割増率で計算することになります。

【計算方法】

- ①・②同じ。③が0時までと0時以降に分かれます。
23:00~0:00 ⇒ 1,000円×1.5×1時間=1,500円
0:00~2:00 ⇒ 1,000円×1.6×2時間=3,200円
0:00からは深夜+休日となり、注意が必要です。

試用期間の平均賃金

平均賃金を計算する際、対象期間に「試みの使用期間」があるときは、その期間を除いて計算します。

「試みの使用期間」とは、「労働者の技能、人格等により労働者として適性を有するか否かを判断して、本採用するかどうかを決めるための期間」といわれ、試みの使用期間を除外するのは、「この間の賃金は、本採用の賃金より低いのが一般的であり、この間を含めることで平均賃金が不当に低くなる」ことを防ぐためです。

実際に平均賃金を計算する際は、試みの使用期間を過ぎている場合は、試みの使用期間を除外して計算しますが、試みの使用期間中に平均賃金を計算する場合は、例外扱いとして試みの使用期間中の賃金を基に計算します。



年金制度と年齢

年齢計算二関スル法律一では「誕生日の前日にその年齢に到達する」ことが規定されておりますが、特に年金制度の加入期間などにおいて、月の初日生まれの方の「年齢」の捉え方に注意が必要です。

「20歳になったら国民年金に加入する」と言いますが、例えば8月1日生まれの方は、7月31日に20歳に到達することになり、その到達日の属する月から国民年金の加入者となります。つまり、7月分から保険料納付が必要になります。一方、「60歳になるまで国民年金に加入する」は、例えば4月1日生まれの方は、3月31日に60歳に到達することになり、その到達日の属する月の前月まで加入者とされます。つまり2月分まで保険料を納付する必要があります。

NEWS ダイジェスト

- 「70歳雇用」実現に向け高齢者就労促進施策を検討
政府は、原則70歳まで働き続けることができるよう、環境整備を始める。高齢者が働くインセンティブを高めるために評価・報酬体系の官民での見直しを行う。高年齢者雇用安定法を改正し継続雇用年齢を徐々に70歳にまで引き上げる。
- 社会保障給付費が過去最高
国立社会保障・人口問題研究所は、2016年度の社会保障給付費について、前年度と比べ1.3%増え、116兆9,027億円だったと発表した。高齢化に伴う医療費や介護費の増加が影響し、過去最高を更新した。